主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、上告趣意書差出期間の延長を求めるものであり、弁護人岡崎秀太郎の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和四九年三月一日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	Ш	信	雄
裁判官	岡	原		男
裁判官	大	塚	喜一	郎
裁判官	吉	Ħ		豊